

規制の事前評価書(要旨)

【代替案なし】

| | | | |
|----------------|---|---|-----------------------------|
| 政策の名称 | サービス産業動態統計調査の実施 | | |
| 担当部局 | 総務省統計局統計調査部経済統計課 | 電話番号:03-5273-1016 | e-mail:e-kikaku@soumu.go.jp |
| 評価実施時期 | 令和6年2月 | | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>【規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)】</p> <p>一國経済に占めるサービス分野の重要度が増す中、サービス産業の生産活動の実態は、近年、産業横断的な構造統計の整備が行われ、毎年詳細に把握されるようになったが、月次の基幹統計調査は存在しない。累次にわたる「公的統計の整備に関する基本的な計画」(以下「基本計画」という。))において、既存のサービス産業動向調査(総務省所管の一般統計調査。以下「動向調査」という。))の基幹統計化や、動向調査及び特定サービス産業動態統計調査(経済産業省所管の一般統計調査。以下「特サビ調査」という。))の整理・統合に向けた検討に着手することなどが検討課題として掲げられている。また、四半期別GDP速報(以下「QE」という。))の改善や景気動向の把握の観点から、これらの調査の結果精度の向上や一層の公表早期化等が求められている状況である。</p> <p>以上のような状況をベースラインとする。</p> <p>【課題及び課題の発生原因、規制導入の経緯】</p> <p>それぞれの行政機関に統計の機能を分散させる分散型の統計作成体制を採る我が国において、分野横断的な経済統計の体系的整備は古からの課題であった。特に、従前は、産業ごとに異なる年次・周期で複数の大規模統計調査が実施されており、我が国の経済構造を、同一時点で網羅的に把握できない状況にあった。公的統計を体系的に整備していくことは、統計の有用性を確保する上で極めて重要であり、こうした観点からは、まず「基幹統計」を統計体系の根幹を成すものとして整備することが必要である。</p> <p>これに対応するため、平成21年(2009年)以降、産業横断的な基幹統計である経済構造統計を作成する調査として、経済センサス-基礎調査及び経済センサス-活動調査(以下、両者を指して単に「経済センサス」という。))や経済構造実態調査を、順次、創設・充実してきた。</p> <p>その結果、令和4年(2022年)以降、企業の売上高といった基礎的な情報を、毎年、同一時点において産業横断的に把握可能となり、また、経済構造統計という同一の概念で、シームレスに接続できるようにしたことで、結果精度や時系列比較の面でも大きな改善が見られている。</p> <p>毎年のサービス産業の生産活動の実態は、これらの基幹統計調査で詳細に把握されることとなった一方で、製造業や卸・小売業と異なり、月次の基幹統計は整備されていないなど、サービス分野の統計の体系的整備は道半ばの段階である。</p> <p>本件は、上記状況を課題として捉え、動向調査及び特サビ調査を整理・統合し、サービス産業動態統計調査を基幹統計調査として実施することとするものである。統計法の規定により、基幹統計については、報告義務等の規制が当然に発生するものであるが、本件は、規制の新設を主眼としたものではなく、公的統計の体系的整備を図るものであり、規制の新設は副次的な作用である。</p> <p>【規制の内容】</p> <p>サービス産業動態統計調査(基幹統計調査)の創設により、月次の基幹統計調査を実施し、選定された調査対象企業等の代表者及び調査対象事業所の管理責任者に対して、毎月調査への回答を義務付けるものである。調査事項は、売上(収入)金額、従業者数等である。</p> <p>【非規制手段との比較】</p> <p>上記で述べたとおり、「基幹統計」は統計体系の根幹を成すものであり、サービス分野の統計整備に当たっては、月次の基幹統計調査の創設が不可欠である。</p> <p>一方、基幹統計の指定に当たっては、基幹統計調査には報告義務が課されること等の観点も含めて検討する必要がある。</p> <p>今般、統計委員会において専門的な見地から審議を行った結果、「積年の課題に対応するものであり、経済統計の体系的整備に大きく寄与するものとして高く評価」でき、「基幹統計として指定することが適当」との答申を得たことも踏まえ、規制手段を選択することとした。</p> | | |
| 規制の費用 | (遵守費用) | 本規制の導入により、調査回答に係る負担が生じるようになるが、調査対象者の負担軽減等も考慮し、これまで一般統計調査として実施してきた動向調査及び特サビ調査を整理統合して行うものであり、大幅な遵守費用の増加は想定されない。 | |
| | (行政費用) | サービス産業動態統計調査の実施に係る費用が発生する。 | |
| 規制の効果(便益) | (直接的効果(便益)) | — | |
| | (副次的・波及的な影響) | 特段想定されない。 | |
| 費用と効果(便益)の関係 | — | | |
| その他関連事項 | 【事前評価の活用状況】 該当しない。 | | |
| 事後評価の実施時期等 | 【事後評価の実施時期】 サービス産業動態統計調査規則の施行後、3～5年後を目途に行う予定である。 | | |
| | 【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】 サービス産業動態統計調査創設後の回答状況(回収率、郵送・オンラインの回答率等)の分析や調査対象企業等へのヒアリング等を通じ、調査に係る費用や間接的な影響を把握する。 | | |
| 備考 | | | |